海外商社名簿について

平成13年４月１日 01-制度-00063

沿革　平成１４年９月１２日　一部改正

　平成１５年３月２５日　一部改正

1. 海外商社名簿

　（目的等）

1. 海外商社名簿（以下「名簿」という。）は、貿易保険法に規定する外国貿易その他の対外取引の相手方（以下「海外商社」という。）の与信管理等のため日本貿易保険が作成するものとする。

２　名簿は、海外商社毎に名称及び住所に次条の海外商社の信用状態等を表示する格付

　（以下「格付」という。）及び整理番号等を付して国又は地域別に作成するものとする。

　（与信管理区分及び格付）

第２条　名簿は、信用危険の保険契約の締結及び損失の発生・債権の回収等貿易保険の運

用のため、海外商社を形態又は調査の状況に応じ区分し、その基準及び当該区分を表示

する記号(以下「与信管理区分」と総称する。)を設け、次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 基　　 　　　　　　　 準 | 与信管理区分 |
| 政府機関等、政府関係機関等及び国際機関 | Ｇ |
| 民間企業等 | Ｅ |
| 銀行等（Ｇに区分される銀行を除く。） | Ｓ |
| 信用状態等が不明等により、上記のいずれにも該当しない者 | Ｐ |

２　前項に定める与信管理区分は、信用状態等の評価により海外商社の格付を設けるもの

とし、その格付及び当該格付の基準を別表１のとおりとする。

　 (事故管理区分及び格付）

第３条　前条の海外商社に信用危険に係る損失発生等の通知があった場合又はこれに準ず

　る場合は、損失発生等の状況等により海外商社を区分し管理するものとし、その基準及

　び当該区分を示す記号（以下「事故管理区分」と総称する。）を設け、次表のとおりとす

　る。

|  |  |
| --- | --- |
| 基　　 　　　　　　　準 | 事故管理区分 |
| 債務不履行の発生又は支払関係等において問題があると認められる者 | Ｒ |
| 破産その他これに準ずる事由の発生、信用危険の発生等による保険　金支払等に該当する者 | Ｂ |
| 清算の完了、回収義務履行状況報告の義務免除等 | Ｌ |

２　前項に定める事故管理区分は、損失発生の状況等を基に信用状態の評価により海外商

　社の格付を設けるものとし、その格付及び当該格付の基準を別表２のとおりとする。

　（海外商社における格付の特例等）

第４条　海外商社を特定して保険契約の締結を管理するため日本貿易保険が別に定めた場

合は、第２条及び第３条の規定にかかわらず当該海外商社の格付を「ＳＦ」として名簿

に表示することとする。

２　事故管理区分のＬに該当する海外商社は、名簿から削除するものとする。

３　一定期間以上、保険契約締結実績のない海外商社については名簿から削除することが

　できるものとする。

第２章　海外商社登録等

　（登録等申請）

1. 名簿に海外商社の登録若しくは名簿に登録されている海外商社の格付の変更をしようとする者は、第７条に定める信用調査報告書をもって登録又は格付変更の申請を行うこととする。

２　海外商社の名称又は住所の変更等については、その事実を証する書類をもって申請を

　行うこととする。

３　第１項の海外商社の登録は、一の海外商社を一件として名簿に記載するものとする。４　海外商社の支店、支社又は出張所等（以下「支店等」という。 ）のうち、本社等と異

なる国又は地域に所在する支店等は、前項の規定にかかわらず本社等とは別に名簿に登

録するものとする。ただし、支店等を登録する場合は、当該支店等の本社等が名簿に登

録されている場合に限ることとする。

５　本邦法人の海外の支店又は法人等の登録のうち、日本貿易保険が別に定める信用危険

のてん補の制限に該当する場合は、原則として当該制限に該当することを証する書類を

添付し第１項又は第２項の申請を行うこととする。

　（管理区分及び格付の決定）

1. 日本貿易保険は、前条第１項の登録等の申請に基づき、第２条第１項の与信管理

　区分を決定した後、同条第２項又は第３条第２項の格付を決定するものとする。

２　前条第１項により提出された信用調査報告書の内容から与信管理区分が不明の場合は

　原則として民間企業として扱い与信管理区分Ｅにおいて格付を決定するものとする。

　 (信用調査報告書）

第７条　信用調査報告書は、原則として次の各号の要件を具備しているものをいう。

　一　原則として英語又は日本語による記述であること。

　　 なお、他の外国語を使用している場合は、英語又は日本語による訳文が添付された

　　ものであること。

　二　確実な調査者によって作成された報告書であり、かつ、原則として過去１年（設立

　　後１年以上が経過した海外商社をＰＮの格付に登録若しくは格付変更する場合又は第

　　10条第３項に規定するＰＮの有効期間を延長する場合は、過去３月）以内に調査され

　　たものであること。

　三　次の事項について詳細に記述されているものであること。

　イ　当該海外商社の名称及び住所

　ロ　創業又は法人設立の時期

　　ハ　業種

　　ニ　財務内容（貸借対照表及び損益計算書等）

　　ホ　信用状態（契約履行の状況、取引者間の評判等）

　　へ　当該信用調査報告書の出所（調査機関名）及び調査又は作成年月日

　（与信管理区分Ｇの登録等）

第８条　ＧＳ又はＧＡの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合であって、当該海外

　商社の名称に政府又は省（Government又はMinistry)等の文字があり、明らかに政府

　機関と判断できる場合にあっては、その名称及び住所が記載されている契約書等の写し

　をもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。

２　ＧＳの格付に国際機関等を登録又は格付変更する場合は、当該機関等の出資及び活動

　状況を記した日本政府又は本邦に所在する国際機関の支部等の刊行物の表紙及び当該国

　際機関の記載箇所の写しをもって、信用調査報告書に代えることができるものとする。３　ＧＥの格付に海外商社を登録又は格付変更する場合の信用調査報告書は、前条の規定

　にかかわらず次の各号の要件を具備するものをいう。

　一　前条第一号、第二号並びに第三号イ、ロ、ハ及びヘの要件を具備していること。

　二　海外商社が政府関係特殊法人以外の場合にあっては、次の事項について詳細に記述

　　されているものであること。

　　イ　出資内容

　　ロ　代表者の任命権者

　　ハ　設立根拠法又は当該海外商社の予算についての議会の議決又は外国政府若しくは

　　　地方公共団体の承認等

　（与信管理区分Ｓの登録等）

第９条　海外商社が銀行の場合には、The Bankers'Almanac（REED INFORMATION

　SERVICES　LTD.発行）最新版に当該銀行が集録されている場合は、その表紙及び当

　該銀行が記載されているページの写しをもって信用調査報告書に代えることができるも

のとし、与信管理区分Ｓにおいて格付を決定するものとする。

２　海外商社の名称に銀行名（Bank, Banque, Banco, Banca等）の無い者にあっては、

　信用調査報告書により銀行であることが確認される場合に限り、与信管理区分Ｓにおい

　て格付できるものとする。

　（与信管理区分Ｐの登録等）

第10条　第７条に規定する信用調査報告書を入手できない場合は、与信管理区分Ｐにおい

　て格付を決定するものとする。

２　与信管区分Ｐに格付する場合は、以下の書類により登録又は格付変更できるものとす

　る。

一　ＰＵの格付に海外商社を登録する場合は、海外商社の正式名称及び住所が確認でき

　　る契約書等の書類の写し。

　二　ＰＮの格付に設立後１年未満の海外商社を登録又は格付変更する場合は、海外商社

　　の正式名称、住所及び創設期にあることが確認できる書類又はその写し。

３　ＰＮの格付に海外商社が登録又は格付変更された場合、当該海外商社をＰＮに格付け

る期間（以下「ＰＮの有効期間」という。）は、次条に規定する効力発生日から１年間と

　する。ただし、日本貿易保険は、当該海外商社がＰＮの格付に登録又は格付変更された

　日から１年を経過した後において未だ創設期にあることが確認できる場合は、ＰＮの有

　効期間を１年毎に延長することができる。

４　前項に規定するＰＮの有効期間を延長しようとする者は、日本貿易保険が別に定める

　手続に従い、当該期間の満了の日の１月前から当該満了の日までに当該期間を延長した

　い旨の意思表示を行わなければならない。日本貿易保険は、海外商社のＰＮの有効期間

　が満了する日までに当該期間を延長したい旨の意思表示がなかったときは、当該海外商

　社の格付をＰＵに変更することができる。

５　日本貿易保険は、戦争・革命・内乱等の事情により信用調査の実施又は信用危険に係

る保険契約を締結することができない国又は地域に所在する海外商社のうち、与信管理

　区分Ｇ、Ｅ及びＳにおいて格付した海外商社をＰＴに格付変更することができる。

　（効力発生日）

第11条　第５条による登録申請によって名簿に登録された海外商社の名称、住所及び格付

の効力発生日は、申請者に通知した日とする。ただし、包括して保険契約を締結するこ

とを特に約している場合であって、別に定めのある場合を除く。

２　海外商社の格付変更の効力発生日は、日本貿易保険が別に定める日とする。

３　名称又は住所の変更等の効力発生日は、当該変更等の申請日とする。

1. 雑則

　（手続事項）

第12条　この規程に定めるもののほか、海外商社の登録等に関する手続的な事項は日本貿

　易保険が別に定める。

　　　附　則

　この規程は、平成13年４月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成14年10月１日から実施する。

　　　附　則

　この改正は、平成15年4月１日から実施する。

別表１

　第２条第２項に定める与信管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 格付 | 評　　　価　　　基　　　準 |
| ＧＳ | １　外貨管理当局（中央銀行等）  ２　大蔵省（財政担当機関に限る。）  ３　国際連合その他これに準ずる国際機関  ４　国際金融機関（上記１及びＳＡに該当するものを除く。） |
| ＧＡ | １　外国行政府（立法府及び司法府を含み、ＧＳに該当するものを除く。）  　の各省各部局  ２　連邦制の国家にあっては、州政府の各省各部局  ３　地方公共団体  ４　上記１又は２の軍隊  ５　上記１から４までに掲げる者の付属機関 |
| ＧＥ | １　政府関係特殊法人（公社、公団、事業団、公庫、基金、国立銀行等）  ２　ＧＳ１、ＧＳ２，ＧＡ１、ＧＡ２又はＧＡ３に掲げる者が、５０％を超えて直  　接又は間接に出資を行う機関・組織であり、当該機関・組織の代表者の任命権を  　有し、当該機関・組織が設立根拠法を有する又は当該機関・組織の予算について  　議会の議決又は当該機関・組織の属する外国政府若しくは地方公共団体の承認等  　を必要とする者 |
| ＥＥ | 信用状態が良好と認められる者であって、日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が優良の者（ＥＭに該当する者を除く。） |
| ＥＡ | 信用状態が良好と認められる者であって、日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が一定の基準に達している者（ＥＭに該当する者を除く。） |
| ＥＭ | ＥＥ又はＥＡの基準を満たす者であって、信用状態又は財務内容に比して保険責任残高が過大となっている者 |
| ＥＦ | 信用状態が良好とは認められない者又は日本貿易保険が別に定める基準において財務内容が一定の基準に達しない者 |
| ＥＣ | 信用状態又は財務内容に不安のある者 |
| ＳＡ | 銀行等（ＧＳ又はＧＥに該当する者を除く。） |
| ＳＣ | 預金の取付、営業停止命令等を受けた銀行等 |
| ＰＮ | 創設期の者であって、信用状態が不明な者 |
| ＰＵ | １　信用調査を行っていない者（ＰＮに該当する者を除く。）  ２　信用状態が不明な者（ＰＮに該当する者を除く。） |
| ＰＴ | １　経営実態のない者（ペーパーカンパニー等）  ２　戦争・革命・内乱等の事情により信用調査を実施できない国又は地域に所在する  　者 |
|  | |

別表２

　　第３条第２項に定める事故管理区分の格付及びその評価基準を次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 格付 | 評　　　価　　　基　　　準 |
| ＧＲ | １　内容変更承認申請書等（信用危険の発生が認められないものを除く。）  　又は事情発生通知書若しくは損失発生通知書等により、信用危険の発生等が通知さ  　れた者（事故管理区分Ｂに該当する場合を除く。）  ２　相当の支払遅延のある者  ３　過去２年以内に不渡手形を発行した者  ４　取引が推薦されない者  ５　信用供与が不適当と勧告されている者  ６　債務超過になっている者 |
| ＥＲ |
| ＳＲ |
| ＧＢ | １　事情発生通知書又は損失発生通知書等により信用危険の発生等が通知された者で  　あって、次のいずれかに該当す事由により債務を履行できない者  　イ　合併（新設又は吸収）、破産又はその他の事由により解散した者  　ロ　解散して清算手続中、あるいは清算手続が終了した者  　ハ　買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者  ２　保険金支払（信用危険によるものに限る。）に係る者であって、当該支払保険金に  　係る回収すべき金額の全部又は一部が未済となっている者  ３　業務に関し、刑法、経済関係法令、税務関係法令又は労働関係法令の規定に違反  　した疑いで起訴され、無罪が未確定の者。これらの法令の規定に違反して刑に処せ  　られ、その執行を終わり若しくは執行を受けることがなくなった日から２年を経過  　しない者又はこれらの法令に違反して課料の賦課、営業停止その他の行政処分に処  　せられた日から２年を経過しない者 |
| ＥＢ |
| ＳＢ |
| ＧＬ | １　回収未済の債権（信用危険によるものに限る。）について、日本貿易保険が権利行  　使義務の終了認定又は回収義務の終了認定を行った案件の債務者であって、破産又  　はその他の事由により解散若しくは失そうしている者  ２　信用調査等により、次の各号のいずれかに該当する者であって、保険責任残高（信  　用危険によるものに限る。）のない者  　イ　合併（新設又は吸収）、破産又はその他の事由により解散した者  　ロ　解散して清算手続中、あるいは清算手続が終了した者  　ハ　買収、営業譲渡等により営業活動を終了した者又はこれに準ずる状態にある者  ３　海外商社名簿に登録されている住所又はその他のいずれの地域にも、その存在を  　確認できない者  ４　営業活動を終了した者、停止している者、営業活動をしていることが不明の者又  　はこれに準ずる状態にある者  ５　本人が死亡したり、国外に逃亡又は破産した個人企業  ６　貿易保険の利用が長期間なかった者であって、保険責任残高のない者  ７　その他上記各号に準ずる者 |
| ＥＬ |
| ＳＬ |